

秋田市立大住小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) 本校におけるいじめの定義

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、個々の事案をいじめと捉えるか否かの判断は、いじめを訴えてきた児童の立場に立って行う。

(2) 基本的な考え方

- ① いじめは、どの児童にも起こりうることであり、本校も例外ではない。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されないことである。
- ③ いじめは、刑事罰が課せられたり損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ④ いじめは、児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する場合がある。
- ⑤ いじめは、見ようとしなければ見えないものである。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという論理を否定する。
- ⑦ いじめは、「加害者」と「被害者」の関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような基本的な考えに基づき、児童の良好な人間関係の構築を図るとともに、児童や保護者、地域との信頼関係づくりに努めながらいじめの未然防止に取り組む。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない姿勢を心がけながら、いじめの早期発見に努める。

いじめの兆候を発見した際には、問題を軽視することなく、いじめを受けた児童や保護者の心情に寄り添いつつ、一刻も早く安心して学校生活を送ることができるよう、関係職員や関係機関による組織的対応を大切にしながら支援に努める。

(3) いじめの解消の要件

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、校長又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。
- ② 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめが解消している状態」とは、上記の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめた児童については、日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察する。

真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめを未然に防止するためには、人権尊重の涵養を目的とする人権教育や他人を思いやる心を育む道徳教育の充実を図るとともに、児童の主體的な活動を通して、自分自身を価値ある存在として認めることができるようにする。

また、学習活動では、児童自身が達成感や成就感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。学校は、家庭や地域といじめに関する情報の共有化に取り組みながら、いじめの発見や解消に向け連携を深めていくことを重視する。

(1) 道徳教育の充実

- ・「生命の尊さ」「親切・思いやり」「善悪の判断、自律、自由と責任」を道徳的価値の重点内容項目として位置づけ、児童の心が揺さぶられるような題材や資料を工夫しながら、豊かな心を育む。

(2) 学級活動・児童会活動の充実

- ・児童一人一人に活躍する場があり、学級の一員としての自覚をもつことができるような学級づくりに努める。
- ・児童の自発的・自治的な委員会活動や係活動を通し、本校への所属意識や連帯意識、集団生活における責任感や必要感を育む。
- ・異年齢の児童が望ましい人間関係を築くことができるよう、縦割り活動の充実を図る。

(3) 自尊感情を高める学習活動

- ・基礎的・基本的な学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感や成就感を味わい、自尊感情を育むことができるように、一人一人を大切に「分かる・できる授業」を推進する。
- ・共に学ぶ楽しさを実感できるように、体験活動を重視し、互いの頑張りやよさを認め合う場を増やす。

(4) 家庭や地域との連携

- ・保護者面談、家庭教育の大切さや学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図る。
- ・校報や生徒指導だより等によるいじめ防止に向けての広報活動を積極的に行う。

(5) 学校の姿勢

- ・「1 いじめの定義と基本的な考え」を、児童の実態と発達段階に即して伝える。
- ・いじめの防止や対応等について、共通理解を図る校内研修を実施し、職員の意識の高揚を図る。
- ・価値観の多様化、情報化社会、新たな生活様式、家庭・地域の実態、特別な支援を必要とする児童など、それぞれの立場や思いに配慮したきめ細かな対応に努める。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめを早期発見するためには、日頃から児童とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、いじめが大人が気付きにくいところで生じ、潜在化しやすいことを認識し、子どもの些細な変化やいじめに結びつくわずかな兆候を見逃さないように努める。

また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) 職員による日常的な取組

- ・日々の生活の中での声かけや観察、下校の際の一人一人と交わす挨拶やふれあい等、児童との信頼関係づくりや、日頃から気軽に相談できる環境づくりに努める。
- ・T Tや教科担任制による授業、クラブ・委員会活動での指導、休み時間の校内巡回等、複数の教職員で児童の様子を捉える。

- (2) 学校生活アンケートと児童面談の実施
 - ・いじめを早期発見するために、年2回（6月、2月）の生活アンケートを実施する。
 - ・けんかやふざけ合い、好意から行った行為が意図せず相手の苦痛となる場合、いじめを受けた児童が否定する場合、インターネットでの誹謗中傷等を本人が知らない場合など、多様な可能性を考えて事実確認をする。
 - ・アンケート実施後、児童一人一人と二者面談を行い、悩みの解決に向けて話し合う。
- (3) 保護者面談の実施
 - ・保護者と担任による年2回（7月：全家庭対象、12月：希望家庭）の面談を実施し、いじめに限らず、悩みや不安を抱えている事柄等、児童の生活状況についての情報を交換し、学校と家庭が連携しながら問題解決に取り組む。
- (4) 相談窓口の周知
 - ・児童や保護者の思いや相談内容等、場合によっては学級担任以外にも校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭が相談の窓口となり、児童や保護者の悩みや不安を聞き取る。
- (5) いじめ防止等の対策のための組織による情報の共有
 - ・児童の些細な兆候、児童や保護者からの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「大住小いじめ対策委員会」においてその情報を共有する。
 - ・生徒指導主事、養護教諭、各学年の生徒指導担当教諭による「生徒指導部会」を定期的に実施し、各学年の児童の状況について情報交換をし、今後に向けての課題、取り組むべき指導内容等について共通理解を図る。

4 いじめへの組織的対応

いじめを発見した時は、問題内容を軽視することなく、関係職員による迅速かつ組織的な対応に努める。その際、当該児童や保護者の心情に寄り添い、不安や苦痛を取り除くことを最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には毅然とした態度で再発防止に向けた指導を行う。また、いじめの事実内容、対応等については、いじめに関わる全ての児童とその保護者に適切な情報を伝え、理解と協力を得ながら問題解決を図る。

- (1) 対応策の検討と役割分担
 - ・複数の教職員による迅速で的確な実態把握を図り、「大住小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなどを話し合い、チームで対応に当たる。
- (2) 実態把握と子どもへの指導・支援の在り方
 - ・いじめ行為に関する聴き取りは被害者の負担にならないよう、聴き取る職員、時間、場所等に慎重な配慮をし、周囲の児童や保護者など第三者からの情報を得ながら、正確な実態把握に努める。
 - ・いじめを訴えてきた児童に対しては、つらい心情に共感しながら心のケアに努める。また、自信をもたせる言葉掛けをするなど自尊感情を高めるように配慮する。
 - ・いじめた側の子どもに対しては、毅然とした態度で指導を行い、心からの反省を促す。その際、孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮を心掛ける。
- (3) 関係諸機関との連携
 - ・状況に応じて広域カウンセラーを活用する。
 - ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署等）と連携を図る。
- (4) 重大事案への対処
 - ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議する。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置する。

(1) 組織

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、広域カウンセラー、学校運営協議会委員（8名）により「大住小いじめ対策委員会」を組織する。

(2) 役割

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・計画どおりに進んでいるかをチェックする。
 - ・対処がうまくいかなかった事案を検証する。
 - ・必要に応じて計画を見直す。
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報があった際の緊急会議の実施
 - ・いじめの情報を把握し、その情報を共有する。
 - ・関係する児童に、事実関係の聴き取りを行い、指導や支援の体制を構築する。
 - ・対応方針を決定し、その対応状況について確認する。
 - ・保護者との連携を図る。
- 日常の取組については、上記教職員に必要に応じて広域カウンセラーを加え、情報の共有や個々のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行う。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

日頃から学校と家庭、地域の連携を密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集め、指導に生かす。また、学校内だけで問題解決を図ることのないよう、保護者や地域の方々と協議し、児童を見守る体制づくりに努める。

(1) 問題行動の防止に向けての情報発信

- ・本校のいじめ防止基本方針および「大住小いじめ対策委員会」について保護者に周知するとともに、学校内外で起こるいじめを含めた問題行動について、提供が可能な情報を示す。また、家庭教育の大切さを理解してもらうため、校報や学年だより、生徒指導だより等による広報活動を行う。

(2) ホームページの活用

- ・学校の取組や子どもたちの活動の様子を随時更新し、紹介する。

(3) 相談窓口、相談機関の周知

- ・「広域カウンセラー」や「すくうる・みらい」、「スクールソーシャルワーカー」等、本校教職員以外の教育相談の窓口や機関を紹介する。